

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	五五
○ 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	五五
○ 県営土地改良事業計画を変更した件	五六
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	五六
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件八件	五六
○ 道路の区域を変更する件	五六
○ 告示	五六
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五六
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五六
○ 一般競争入札を行う件	五六
○ 福島県選挙管理委員会	五六
○ 不在者投票のできる施設の指定を取り消した件	五六

告 示

福島県告示第七百六十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成三十年十月九日

- 一 指定する区域
 - 須賀川市影沼町五十二番八及び五十三番一の全部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則

福島県知事 内堀雅雄

（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
- 2 鉛及びその化合物

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、経沢地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成三十年十月十日から
 - 同 月二十九日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
 - 会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 星光一 佐藤清作 稲本勇三郎 星廣治 佐藤久進 星廣次 二宮八郎次 佐藤太助
- 二 通知の内容の要旨

福島県知事 内堀雅雄

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第百四十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星谷次 星繁康 星一正 盛ユキ子 星トシ 星一 星六佐 星久之 星六佐 星芳充 星敦雄 星ミツノ 星サミ 星甚八 星又一 星亨治
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第七百九十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星於鹿 星次男 星光麿 星栄三郎 芳賀永和 橋栄一 茂田茂市 橋要 星光芳 星昭一郎 星辰 大山五十六 星健一 菅家己喜雄 大山弘現 大山義幸 大山

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百三十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部信義 星美代子 玉川孝子 渡部佳規
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第七百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
獅戸卯 鈴木二郎 戸田義勝 渡部勇
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千六百七十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岡和田晴夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第七百四十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐藤敏美

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千八百三十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小林一広

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年福島県告示第六百七十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岩崎小八 山崎國美

弥 山崎國美

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年福島県告示第六百八十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字塩屋 町一番三地从 同 市平薄磯字宿崎 三三番七地先まで	変更前	A 一〇・三丁 四六・二	九二八・〇
		変更後	A 一〇・三丁 四六・二 B 一二・五丁 七〇・〇	九二八・〇 八二二・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成三十年十月九日

土地改良区の名称

そうま土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 加藤 憲郎 相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

(農村計画課)

公告第二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成三十年十月九日

土地改良区の名称

梁川町土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 原田 建夫 伊達市梁川町新田字東前五一番地

(農村計画課)

同	中山 好孝	同	市梁川町大関字笠石四五番地
同	浦野 茂	同	市梁川町大関字東中沢八一番地
同	池田 誠	同	市梁川町幸町三〇番地
同	幕田 繁	同	市梁川町山舟生字加老一四番地
同	池田 十三男	同	市梁川町粟野字中通一一三番地
同	穴戸 久徳	同	市梁川町舟生字馬坂七九番地
同	渡邊 文好	同	市梁川町大関字間野三五番地
同	霜山 安孝	同	市梁川町白根字馬場一二番地
同	阿部 善一	同	市梁川町舟生字山岸五四番地
同	渡邊 茂	同	市梁川町字天神町四〇番地
同	佐藤 良一	同	市梁川町八幡字火明一〇番地二
同	三浦 正喜	同	市梁川町舟生字台一一番地
同	佐藤 清	同	市梁川町新田字大正寺一四九番地
同	佐藤 宣雄	同	市梁川町新田字大正寺一四九番地
就任した役員		住所	
役別 氏名			
理事 原田 建夫		伊達市梁川町新田字東前五一番地	
同 幕田 繁		市梁川町山舟生字加老一四番地	
同 橘 茂樹		市梁川町柳田字町ノ内四四番地二	
同 中村 十九男		市梁川町字栄町五五番地	
同 佐藤 良一		市梁川町八幡字火明一〇番地二	
同 大友 俊一		市梁川町大関字上原八八番地	
同 渡邊 文好		市梁川町大関字間野三五番地	
同 三浦 雄一		市梁川町白根字木ノ田一五番地	
同 渡邊 茂		市梁川町字天神町四〇番地	
同 本多 金治郎		市梁川町大関字西裏二五番地二	
同 穴戸 久徳		市梁川町舟生字馬坂七九番地	
同 大槻 孝徳		市梁川町舟生字悪土二番地二	
同 三浦 正喜		市梁川町舟生字台一一番地	
同 佐藤 宣雄		市梁川町新田字大正寺一四九番地	
同 渡邊 武		市梁川町字本町四八番地一	

公告第222号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年10月9日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 舞台照明設備 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県立ふたば未来学園高等学校Ⅱ期校舎・併設中学校（福島県双葉郡広野町中央台1丁目地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年10月29日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年10月29日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年10月9日（火）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年10月16日（火）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年10月16日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年11月20日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Stage Lighting Equipment 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 20 November 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 19 November 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第五項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、平成三十年九月二十六日次に掲げる不在者投票のできる施設の指定を取り消した。

平成三十年十月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
医療法人社団新生会佐藤病院	会津若松市西栄町二番二七号